

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 14 回 総 会

平成 30 年 10 月 30 日 (火)

名護市農業委員会 第14回総会

開催日時 平成30年10月30日(火) 午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠席者 無し

議事録署名人 7番 野原 朝行 9番 比嘉 晴

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案 第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第85号 農地転用事業計画変更承認申請について
第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第87号 農用地利用集積計画の意見決定について
第88号 非農地証明願いについて

議長(8番) これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は7番と9番の委員を指名しますので、よろしく申し上げます。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第14回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第87号農用地利用集積計画に関する意見決定についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第87号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料の7ページをご覧ください。平成30年10月18日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人9名。譲受人8名。設定筆数17筆、面積53,092㎡。内 賃借権6筆、使用貸借権6筆、所有権移転5筆となっています。詳細については、8ページをご覧ください。

1番と2番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ。10年間の使用貸借権で、作物は菊です。稼動人員は雇用2名含む3名。稼動日数は250日となっています。

3番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物はサトウキビです。稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。

4番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はサトウキビです。稼動人員は2名。稼動日数は250日となっています。

5番と6番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の合同会社●へ。5年間の賃借権で、作物は野菜です。譲受人は農地所有適格法人となっています。

7番と8番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の社会福祉法人●へ。5年間の賃借権で、作物は野菜です。譲受人は一般法人となっていますので、解除条件付きの賃借権となっています。

9番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物はシークワサーです。

10番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物はシークワサーです。

11番と12番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物はシークワサーです。9番から12番は、譲受人が同一の●の●さんで、稼動人員は1名。稼動日数は250日。家族2名が補助することになっています。

13番から16番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物はサトウキビです。稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。

17番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●●へ、5年間の賃借権で、作物は野菜です。譲受人は一般法人となっていますので、解除条件付きの賃借権となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第87号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第87号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 議案第84号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。

整理番号1番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が790㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための5年間の使用貸借となっています。従事者1名。稼動日数200日。計画作物はサトウキビと野菜です。

整理番号2番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が2,644㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者3名。稼動日数主150日、補助60日2名。計画作物はサトウキビです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第84号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第84号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第84号整理番号1番と2番については可決といたします。

議長（8番） 議案第85号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料2ページをご覧ください。

整理番号1番 ●●●番地。農振農用地外で面積が1,554㎡。整理番号2番 ●●●番地。農振農用地外で面積が1,091㎡。1番と2番の申請人は●の合同会社●。当初、貸ペンションを11棟建設予定でしたが、9棟に規模縮小するため、事業計画変更申請行うものです。

整理番号3番 ●●●番地。当初、●●●番地に譲渡人●さんが貸事務所を建設予定でしたが、申請者自身が代表となっている法人の新規事業展開に伴い、沖縄での事業を統括する従業員の個人住宅として賃借するため、譲受人を●の●さんへ変更するための申請となっています。なお、同時に5条許可申請も提出されていますので、ここでは、変更承認申請についてご審議願います。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第85号について質疑はございませんか。

委員 1番、2番は、貸しペンションが11棟から9棟へと変更となっているが、面積などの変更は無いのか。

事務局 一区画当たりの面積が増えた計画となっており、棟数の減以外の変更はありません。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第85号農地転用許可後の事業計画変更承認申

- 請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第85号 整理番号1番から3番については可決といたします。
- 議長（8番） 議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 説明は資料4ページをご覧ください。
- 整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が800㎡。換地後の面積648㎡。●の●さんから●の(有)●へ。宅地分譲のための所有権移転となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある第3種農地で、原則許可となっています。
- 整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が340㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が3.7ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。
- 整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が962㎡。●の●さんから●の(株)●へ。資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、支所から300m以内にある第3種農地となっていますので、問題ないと考えます。
- 整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,812㎡の内、630.01㎡。申請地以外の●● ●番地の528.23㎡も一体的に利用するため、合計所要面積が1,158.24㎡となっています。●の●さんから●の(株)●へ。簡易宿所を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が1.9ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。
- 整理番号5番は、先ほど変更申請があった案件です。●● ●番地。農振農用地外で面積が1,295㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための賃借権となっています。農地区分は、その他2種農地で、一団の農地が0.1ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。なお、面積が1,295㎡と大きくなっているのは、住宅、駐車場3台分及びプールを計画しているためです。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第86号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第86号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第88号 非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料9ページをご覧ください。

整理番号1番 ●●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が208㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、海岸沿いにある為、塩害がひどく、ここ20～30年以上は農地として利用されておらず、現在は、周辺も含め、雑木類が繁茂する原野地域となっているとのことです。

整理番号2番 ●●番地。農振農用地外で面積が1,284㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、山林化した土地で20年以上前から農地としての利用はされていない。申請人も高齢のため、農地として有効に活用することは困難であるとのことです。

整理番号3番 ●●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の6筆。農振農用地外で6筆合計面積が6,030㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、昭和60年代初め頃までは、畑として耕作していたが、平成に入る前頃から耕作できなくなった。その結果、約30年の間に雑木や雑草類が繁茂する原野状態となっているとのことです。

議長（8番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員（11番） 非農地証明願いについて、写真付きの現地確認調査書をご覧ください。10月22日に私（11番）と委員（5番）、事務局とで現地を確認しました。

整理番号1番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林原野化しており、土地の周辺の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。

整理番号2番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林原野化しており、土地の周辺の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。

整理番号3番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、原野化しており、進入路もない状態で、今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。なお、3番については、以前にも非農地証明願いが出されましたが、申請者の所有地で遊休化している農地があったため、保留としていましたが、今回、きちんと改善されていることが確認できましたので、問題ないと考えます。

議長（8番） 説明がありました議案第88号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第88号非農地証明願いについての整理番号1番から3番を証明相当と判断してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第14回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 野原 朝行 印

署名委員 比嘉 晴 印